

○建替事業該当者等の家賃決定事務取扱要綱

(平成9年9月1日施行)

改正 令和 4年12月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。）第25条及び第26条に規定する家賃の特例の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱の適用する範囲は、市営住宅の建替事業又は用途廃止（以下「建替事業等」という。）により除却する市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）が、仮入居する場合又は住替える場合に入居する他の市営住宅の家賃、及び新たに整備された市営住宅に再入居する場合の家賃とする。

(仮入居の家賃)

第3条 他の市営住宅に仮入居する入居者の家賃は、条例第16条の規定により算定した額とする。ただし、その額が除却前の市営住宅の最終の家賃の額を超えることとなる場合は、条例第26号の規定により算定した額とする。

(住替え後の家賃)

第4条 他の市営住宅に住み替える入居者の家賃は、条例第26条の規定により算定した額とする。

(再入居者の家賃)

第5条 新たに整備された市営住宅に入居する入居者の家賃は、条例第25条の規定により算定した額とする。

(減額期間)

第6条 前2条の規定により家賃を減額する期間は、その市営住宅に入居決定した日から起算することとし、仮入居の期間は含まないものとする。ただし、仮入居した入居者が仮入居中の市営住宅に住み替える場合は、仮入居した日からその市営住宅に住み替えたものとして算定する

ものとする。

(最終の家賃)

第7条 前3条の規定により家賃を減額する場合の従前の市営住宅の最終の家賃は、除却前の市営住宅の最終の家賃とし、入居者が収入超過者である場合は加算金又は割増賃料を含む額、高額所得者である場合は近傍同種住宅の家賃の額、減免中である場合は減免後の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成10年3月31日までの家賃については適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。